

第2次厚真町地域祉計画 (案)

令和6年度～令和10年度



令和6年 月
北海道 厚真町

町長あいさつ

令和6年3月
厚真町長 宮坂 尚市朗

目 次

第1編 計画策定に関する基本的事項

第1章 地域福祉計画について 1

1. 計画の策定の背景と目的 1
2. 計画の位置付け 2
3. 計画の期間 3
4. 計画策定の策定体制と経緯 4
 - (1) 計画推進に向けた全体の取組・庁内の計画策定体制 4
 - (2) 計画策定の経緯 4
 - (3) 計画の進行管理・評価の方法 4
6. 福祉圏域について 5
7. 国「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格等について 6

第2章 地域福祉を取り巻く現状 8

1. 人口・世帯等の状況 8
 - (1) 人口の状況 8
 - (2) 世帯の状況 11
 - (3) 厚真町の要支援・要介護認定者数と認定率の推移と推計 12
 - (4) 障がいのある人 12
 - (5) その他支援の対象となる人（生活困窮者の状況） 13
2. 地域福祉関連施設の状況 14

第2編 地域福祉のまちづくり構想

第1章 基本理念と基本目標 19

1. 基本理念 19
2. 基本目標について 20
3. 施策体系について 21
4. 地域包括ケアシステムの確立・推進について 22
5. 目標に沿った施策の方向について 23

第2章 地域福祉計画の重点施策 27

1. 計画推進のための重点施策 27

第3編 部門別計画

第1章 部門別計画と指標について 33

1. 部門ごとの目標指標と取組の展開 33

第2章 厚真町成年後見制度利用促進計画（案） 35

1. 計画の策定の背景と目的	35
2. 計画の基本事項	35
3. 成年後見制度と町の状況	36
(1) 相談件数	36
(2) 市民後見人養成講座受講終了者数	36
(3) 成年後見制度の認知度や利用意向	37
4. 計画の基本方針	38
5. 今後の取り組み	39
第3章 厚真町再犯防止推進計画（案）	41
1. 計画の策定の背景と目的	41
2. 計画の基本事項	41
3. 犯罪情勢等	42
4. 計画の基本方針	43
5. 今後の取り組み	44
資料編	47

第 1 編 計画策定に関する基本的事項

第1章 地域福祉計画について

1. 計画の策定の背景と目的

厚真町（以下、「当町」という。）に甚大な被害をもたらした胆振東部地震の発生以降、現在も復旧から復興に向けて取り組んでいます。今後も、一人ひとりに寄り添った継続的な生活再建支援や心のケアが求められるほか、森林の再生や被災の記憶の継承、災害に強いまちづくりに向けた取り組みなど、中長期的に取り組まなければならない課題に対して、施策を進めています。

近年、地域や家庭の困りごとや課題は、介護と育児を同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア」や、高齢の親と働いていない独身の50代の子と同居する世帯、いわゆる「8050」問題をはじめとするひきこもりの問題など、様々な複雑化・複合化した課題が生まれており、早急な対応が望まれています。行政をはじめとする支援機関の相談支援体制は縦割りであることが多く、複雑化・複合化した課題には対応しにくい場合があります。そのため、世代や属性を超えた横断的な支援体制の構築を目的に、令和5年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

事業の実施に当たり、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができる、住民共助による支えあえる社会づくりを目指します。

また、住民の健康意識については、自らの健康管理（セルフケア）や介護予防などが進められるように、子どもの頃からの食育^{*}や特定健康診査^{*}、介護予防^{*}事業等を推進しています。一方で、がん・心疾患の死亡率が上位を占めていたり、メタボリックシンドローム^{*}該当者の増加といった問題も生じており、健康意識の増進や、生きがいを持った生活の実現のために、地域の中で医療・介護の面から支えていくような仕組みを、推進していくことの重要性が増しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めてきました。これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、人々が持つ様々なニーズへの対応が困難になり、その垣根を越えた重層的支援体制整備事業は、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして、創設されています。

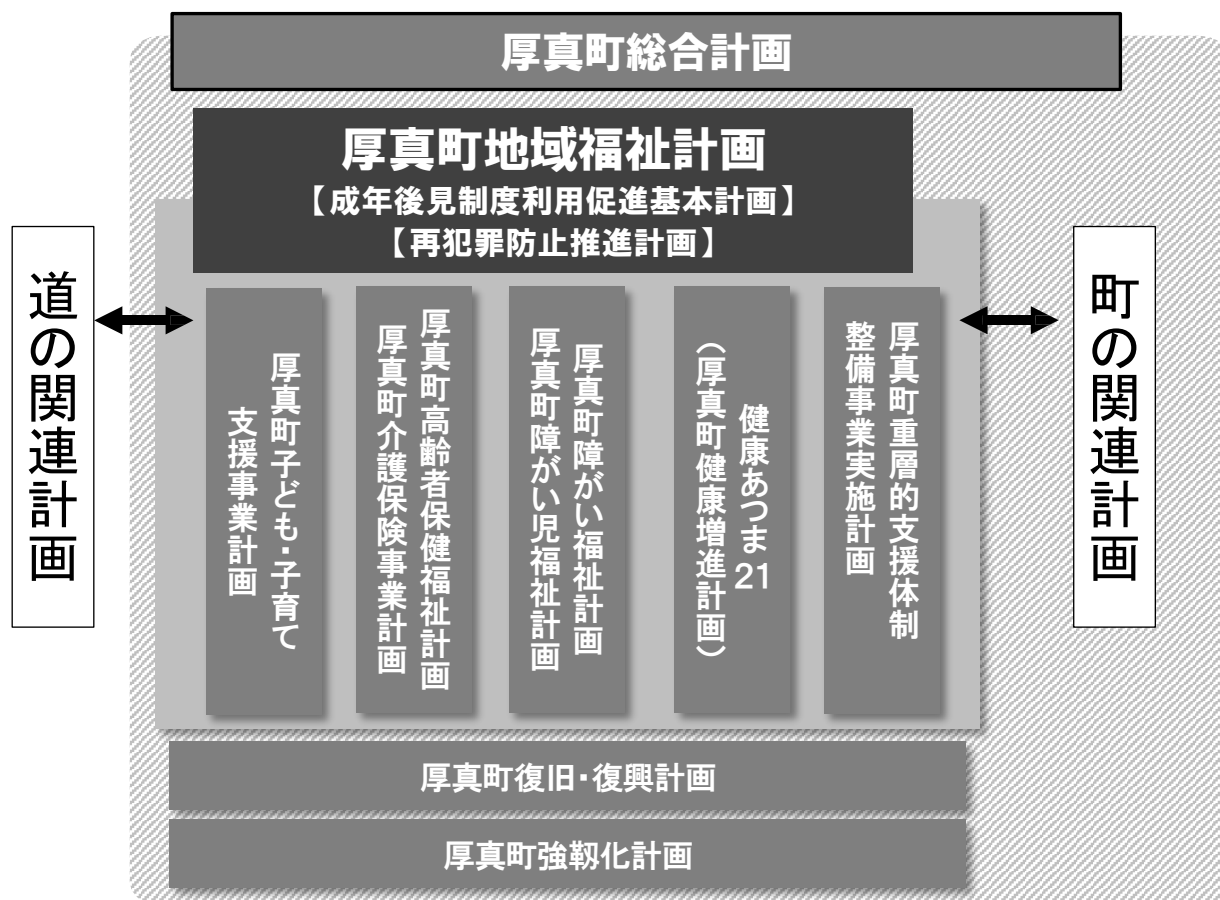
「厚真町地域福祉計画」では、「認め合い、つなぎあい、支えあうまち 厚真町」を基本理念に掲げて、福祉施策を進めてきました。地域包括ケアシステム^{*}での要の1つである介護予防を積極的に進めるため、介護予防と生活支援サービスの充実で、地域の支えあいの体制づくりや要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うことをめざす「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を進め、介護予防につながる施策や事業も進めています。

当町では、住民・行政が一緒になってめざすべき地域社会へ向けた施策を進めるとともに、当町の最上位計画である『第4次厚真町総合計画』がめざす「あつまる・つながる・まとまる 大いなる田園の町 あつま」の実現に向けて、「第2次厚真町地域福祉計画」を策定し、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を継続していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条※の「市町村地域福祉計画」として位置付けられるものであり、また、厚真町総合計画を上位計画とし、保健福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。さらに、成年後見制度利用促進基本計画と再犯罪防止推進計画を内包する形で位置付けます。地域福祉は、自治体の制度的福祉サービス提供だけで実現できるものではなく、非制度的福祉サービス、福祉活動、環境、住民の理解、支援の広がりが必要となっています。このようなことから、地域福祉を推進する主体については、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営業者、③社会福祉に関する活動を行う者、これら三者が相互に協力し、地域福祉の推進に努めるよう規定されています。

▼ 関連計画との整合



（参考）社会福祉法より抜粋

第4条(地域福祉の推進)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行われなければならない。

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3. 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度を計画期間とする5か年計画です。また、本計画が内包する部門別計画の計画期間については、次に示す通りです。

保健福祉関連計画の計画期間

平成 30年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2年度 (2020 年度)	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 9年度 (2027 年度)	令和 10年度 (2028 年度)
	第1次地域福祉計画					第2次地域福祉計画				
	第2期子ども・子育て支援事業計画					次期				
第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画)		第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画)		第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画)		次期				
第7期高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画		第8期高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画		第9期高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画		次期				
健康あつま21(厚真町健康増進計画)						第2次健康あつま21(厚真町健康増進計画)				
厚真町重層の支援体制整備事業実施計画										

4. 計画策定の策定体制と経緯

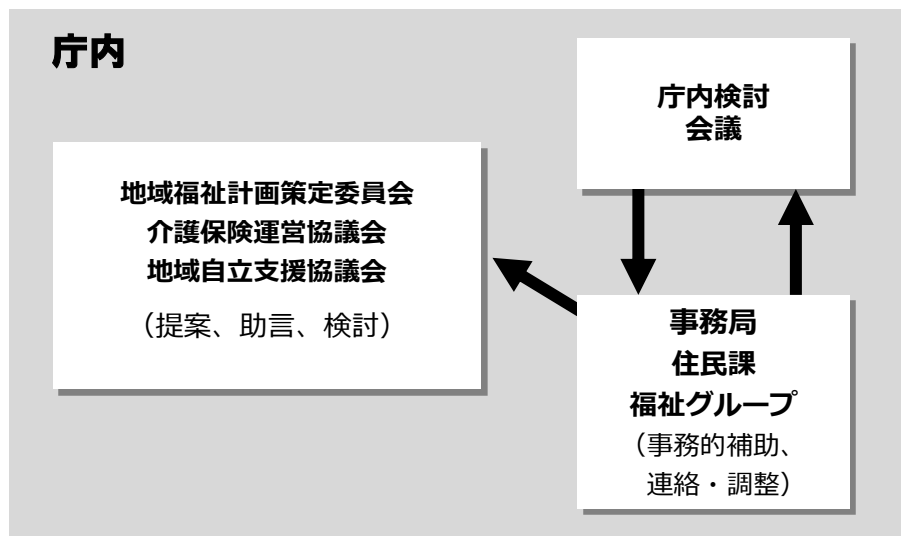
（１）計画推進に向けた全体の取組・庁内の計画策定体制

庁内においては、「庁内会議」において、地域福祉計画として全体の内容や部門別計画の相互調整等の検討を行いました。

（２）計画策定の経緯

計画策定に当たっては、地域福祉計画策定委員会、介護保険運営協議会、地域自立支援協議会において検討を行いました。

《策定体制図》

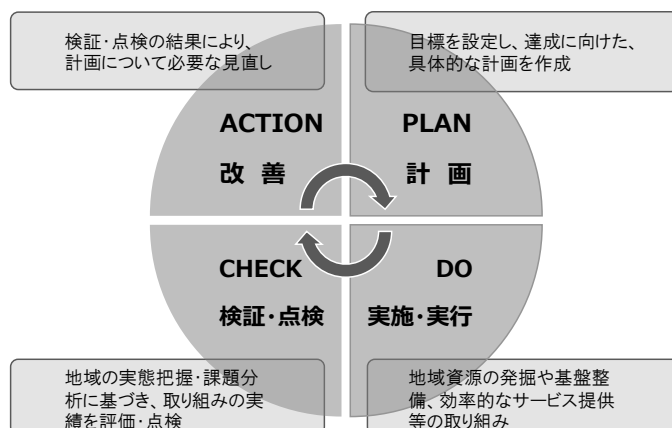


（３）計画の進行管理・評価の方法

計画の具体的な推進に当たっては、住民の皆様や各種団体、事業者、社会福祉協議会等との連携・協力が不可欠です。

また、本計画を実効性あるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要となることから、PDCAサイクルによる点検手法により、適切な進行管理を行っていきます。

▼ PDCAサイクルのプロセスのイメージ



6. 福祉圏域について

住民の生活を支える基盤は「住まい」を中心に、保健・医療・福祉関係のサービス施設や、その他、公共施設、交通機関、東胆振圏域での医療連携、さらには地域に暮らす人々の見守りといった地域資源をつなぐ人的なネットワークが重要な要素となります。

住民の生活形態、地域づくり単位等の地域性を踏まえ、当町全域を1つの圏域として設定し、福祉施策を継続していきます。



7. 国「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格等について

国の「地域共生社会」の実現に向けた考え方の骨格は以下の通りです。

1. 地域課題の解決力の強化 ○生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取組を育んでいきます。 ○これにより、我が国に暮らす国民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。
2. 地域丸ごとのつながりの強化 ○耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、地域社会が抱える様々な課題は、高齢者や障がい者、生活困窮者などの就労や社会参加の機会を提供する資源でもあります。 ○社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化 ○地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。 → 地域包括ケアシステムの実現と連動しています。
4. 専門人材の機能強化・最大活用 ○住民とともに地域を創り、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していきます。

●地域共生社会の実現に向けた取組

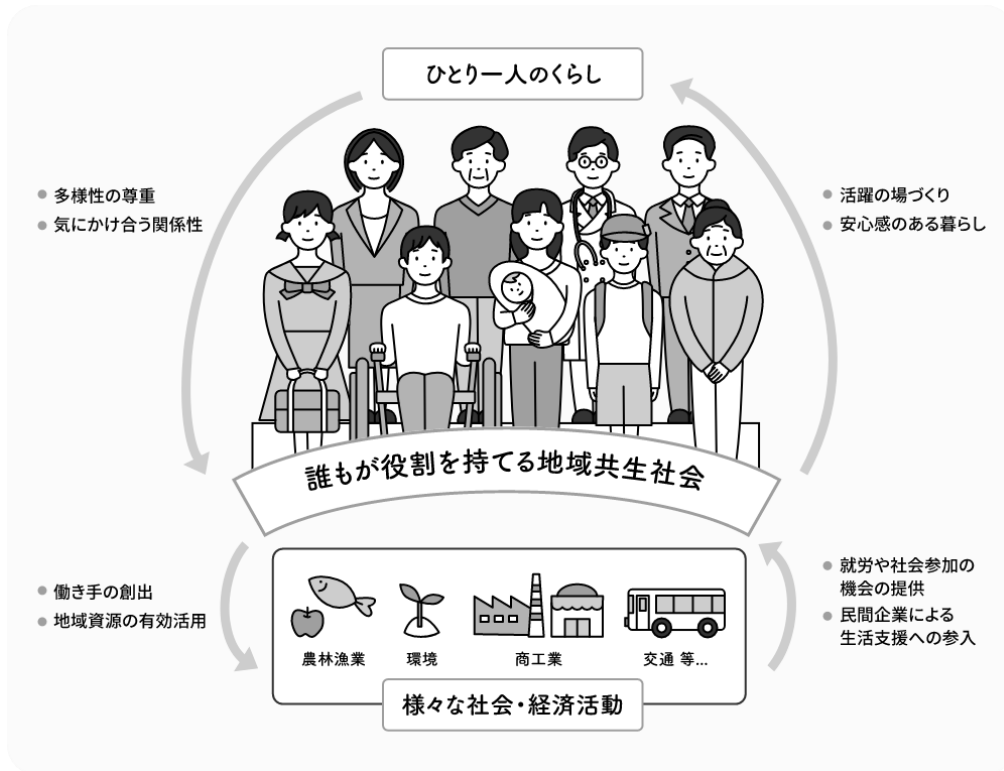
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロの実現」に向けた取組として「地域共生社会の実現」が設定されました。

これを受けて厚生労働省では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を打ち出しました。地域を基盤とする包括的支援を強化するため、障がい者（児）と高齢者が同一事業所で訪問介護、デイサービス、ショートステイなどを受けやすくするため、新たに共生型サービスが位置付けられています。

また、平成29（2017）年、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域に生きる一人ひとりが尊重され多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた方向性が示されました。高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画においても、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となっています。

「地域共生社会」全体像イメージ



出典：厚生労働省WEB「地域共生社会のポータルサイト」

第2章 地域福祉を取り巻く現状

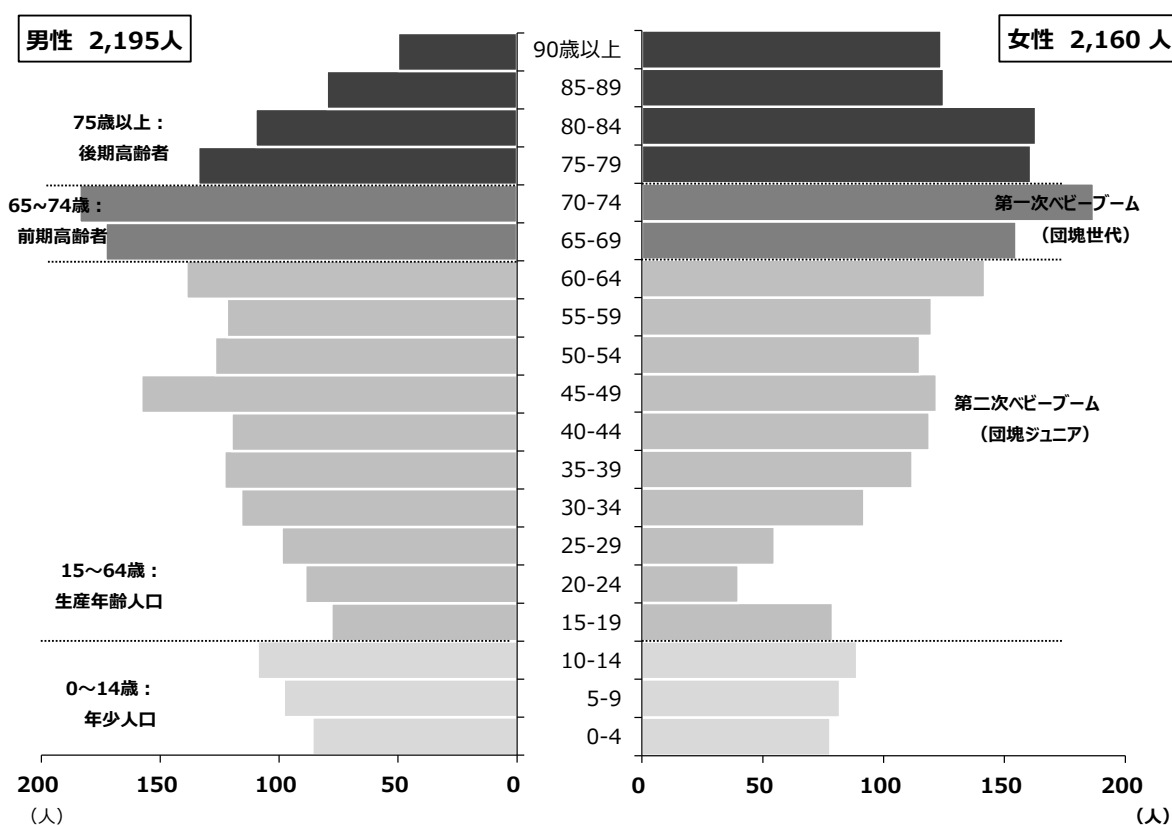
1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

当町の人口は、令和5（2023）年10月1日現在、男性が2,195人、女性が2,160人、計4,355人となっています。年齢別にみると、いわゆる団塊の世代が大きなピークを示し、次に、後期高齢者人口（75歳以上）の75～84歳代も一つのピークを形成していることがわかります。

現在国が注視している、後期高齢者（75歳以上）が増加する令和7（2025）年、さらに令和22（2040）年頃、団塊ジュニア世代が高齢者になる状況については、人口減少と相まって高齢化が高まり、生産年齢人口（15～64歳）だけでは、様々なことを支えるのが難しい状況になると予測しています。

▼ 人口ピラミッド

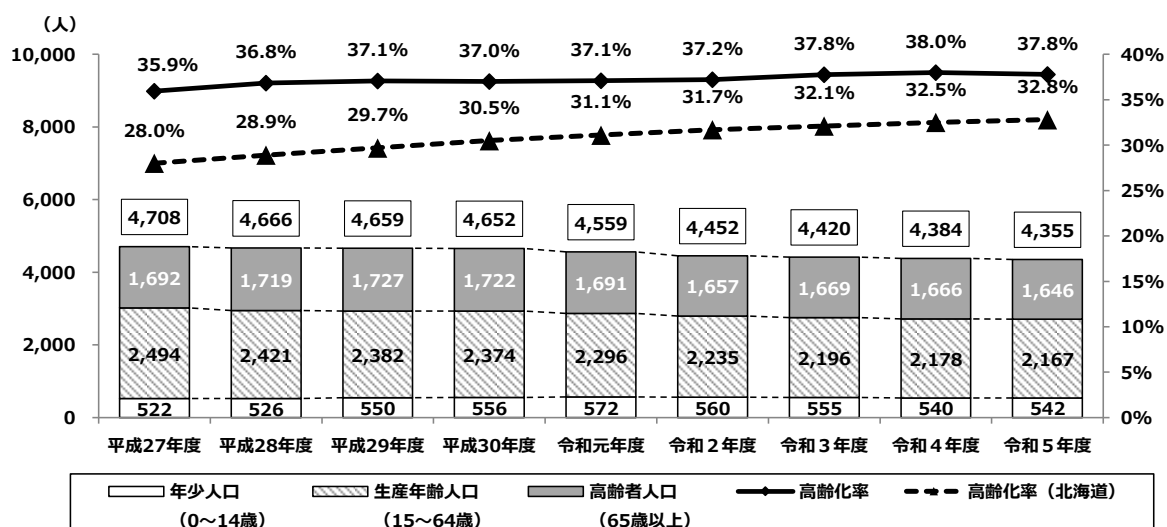


資料：住民基本台帳人口（令和5（2023）年10月1日現在）

当町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成27年度(4,708人)から令和5年度(4,355人)の9年間で約7.5%(353人)の減少となっています。年齢構造別にみると、年少人口は、平成27年度から令和元年度まで増加し、令和2年度以降減少、令和5年に微増しています。生産年齢人口は、年々減少しています。高齢者人口は平成27年度から平成29年度まで増加し、平成30年度以降、令和2年度まで減少し、一旦、令和3年度に増加し、令和4年度以降減少しています。

年少人口と生産年齢人口の減少と、高齢者の人口の減少と相まって、高齢化率は横ばいの傾向で推移し、その結果、令和5年度は37.8%となっています。

総人口の推移



(単位：人)

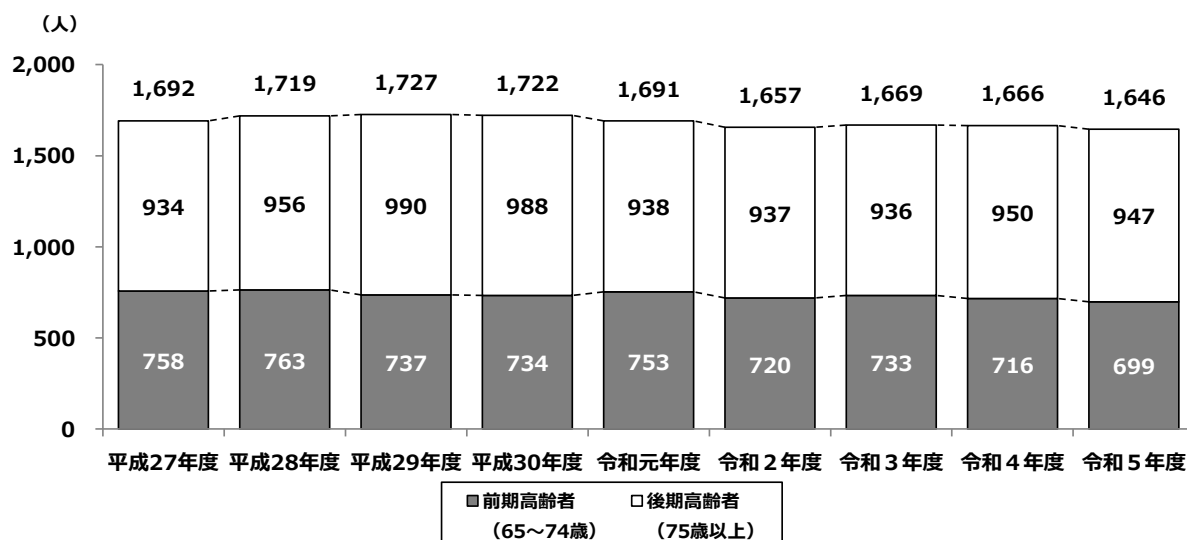
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	4,708	4,666	4,659	4,652	4,559	4,452	4,420	4,384	4,355
年少人口 (0~14歳)	522 (11.1%)	526 (11.3%)	550 (11.8%)	556 (12.0%)	572 (12.5%)	560 (12.6%)	555 (12.6%)	540 (12.3%)	542 (12.4%)
生産年齢人口 (15~64歳)	2,494 (53.0%)	2,421 (51.9%)	2,382 (51.1%)	2,374 (51.0%)	2,296 (50.4%)	2,235 (50.2%)	2,196 (49.7%)	2,178 (49.7%)	2,167 (49.8%)
高齢者人口 (65歳以上)	1,692 (35.9%)	1,719 (36.8%)	1,727 (37.1%)	1,722 (37.0%)	1,691 (37.1%)	1,657 (37.2%)	1,669 (37.8%)	1,666 (38.0%)	1,646 (37.8%)

* () 内は総人口に占める割合 資料：住民基本台帳(各年4月1日)、
北海道の高齢者人口の状況(各年1月1日)

○高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は増減を繰り返しており、平成27年度と令和5年度を比較すると減少傾向にあります。一方、後期高齢者（75歳以上）は、増減を繰り返しており、平成27年度と令和5年度を比較すると増加傾向にあります。令和5年度の高齢者人口が、総人口に占める割合は、37.8%となっており、後期高齢者（75歳以上）の総人口に占める割合は21.7%となっており、後期高齢者（75歳以上）は大きな比率を占めています。

高齢者人口の推移



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	4,708	4,666	4,659	4,652	4,559	4,452	4,420	4,384	4,355
高齢者人口	1,692	1,719	1,727	1,722	1,691	1,657	1,669	1,666	1,646
	(35.9%)	(36.8%)	(37.1%)	(37.0%)	(37.1%)	(37.2%)	(37.8%)	(38.0%)	(37.8%)
前期高齢者 (65～74歳)	758	763	737	734	753	720	733	716	699
	(16.1%)	(16.4%)	(15.8%)	(15.8%)	(16.5%)	(16.2%)	(16.6%)	(16.3%)	(16.0%)
後期高齢者 (75歳以上)	934	956	990	988	938	937	936	950	947
	(19.8%)	(20.5%)	(21.2%)	(21.2%)	(20.6%)	(21.0%)	(21.2%)	(21.7%)	(21.7%)

* () 内は総人口に占める割合

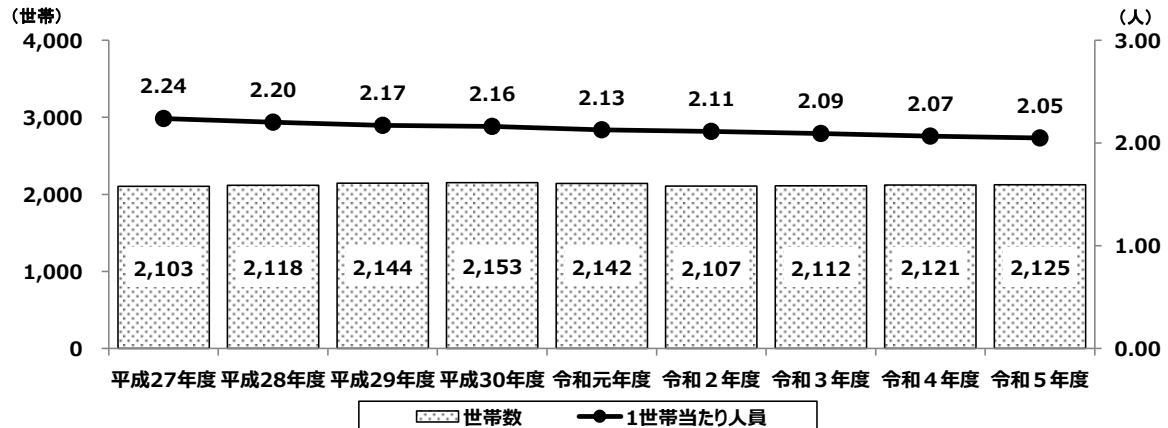
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 世帯の状況

世帯数は、令和2年4月1日現在で2,107世帯となっており、平成27年度から令和5年度までの9年間で、35世帯増加しています。

一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成27年度の2.24人から令和5年度には、2.05人となっています。核家族化の進行やひとり暮らしの増加がうかがえます。

全世帯の状況

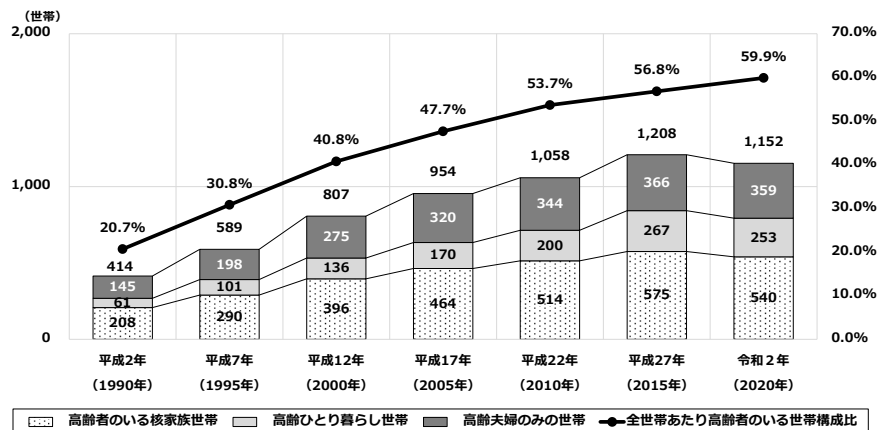


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

○高齢者のいる世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は増加しています。令和2年は1,152世帯となっており、全世帯数に占める割合は59.9%と高くなっています。また、「高齢ひとり暮らし世帯」は253世帯、「高齢夫婦のみの世帯」は359世帯と増加傾向となっています。

高齢者（65歳以上）のいる世帯の変化



(単位：世帯)

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
全世帯数	2,004	1,911	1,980	2,002	1,972	2,126	1,924
全世帯あたり高齢者のいる世帯構成比	20.7%	30.8%	40.8%	47.7%	53.7%	56.8%	59.9%
高齢者のいる世帯数	414	589	807	954	1,058	1,208	1,152
高齢者のいる核家族世帯	208	290	396	464	514	575	540
高齢夫婦のみの世帯	145	198	275	320	344	366	359
高齢ひとり暮らし世帯	61	101	136	170	200	267	253
高齢ひとり暮らし世帯 (男)	-	-	45	52	50	87	87
高齢ひとり暮らし世帯 (女)	-	-	91	118	150	180	166

資料：総務省国勢調査（各年10月1日）

（３）厚真町の要支援・要介護認定者数と認定率の推移と推計

令和３年から令和５年（見込み）の実績推移を基に、性別、介護度別、年齢別に推計し、積み上げたものです。

要支援・要介護認定者数と認定率の推移（推計）

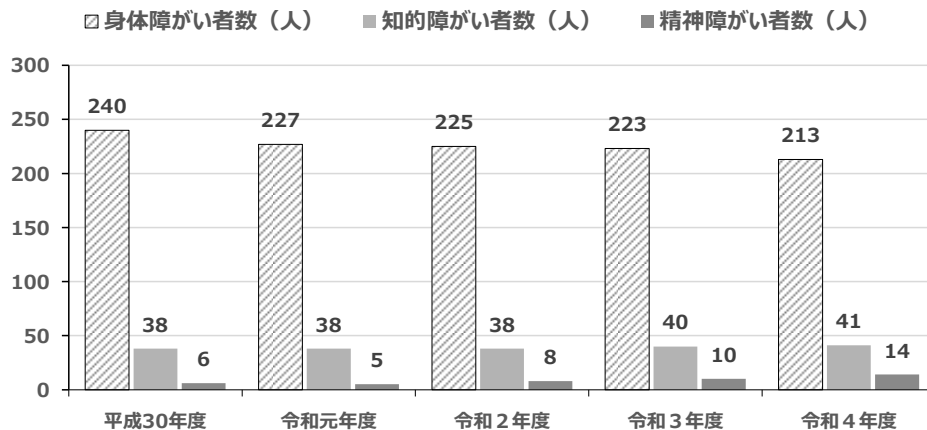
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和１２年度	令和２２年度
第１号（６５歳以上）	被保険者数（人）	1,722	1,691	1,657	1,651	1,646	1,638	1,603	1,442
	認定者数（人）	340	351	356	357	357	362	373	386
	認定率	19.7 %	20.8 %	21.5 %	21.6 %	21.7 %	22.1 %	23.3 %	26.8 %
	前期高齢者								
	被保険者数（人）	734	753	720	677	661	645	579	483
	認定者数（人）	25	27	22	19	19	19	19	13
	認定率	3.4 %	3.6 %	3.1 %	2.8 %	2.9 %	2.9 %	3.3 %	2.7 %
	後期高齢者								
	被保険者数（人）	988	938	937	974	985	993	1,024	959
第２号（４０～６４歳）	被保険者数（人）	1,420	1,362	1,346	1,370	1,342	1,318	1,221	1,023
	認定者数（人）	1	4	5	4	4	4	4	4
	認定率	0.1 %	0.3 %	0.4 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.4 %
被保険者総数計	被保険者数（人）	3,142	3,053	3,003	3,021	2,988	2,956	2,824	2,465
	認定者数（人）	341	355	361	361	361	366	377	390
	認定率	10.9 %	11.6 %	12.0 %	11.9 %	12.1 %	12.4 %	13.3 %	15.8 %

資料：地域包括ケア「見える化」システムにより推計

（４）障がいのある人

当町の障がいのある方々（在宅の障害者手帳所持者）の数は、令和４年度で268人となり、障がい種別では身体障がい者213人、知的障がい者41人、精神障がい者14人となっています。なお、障がいがあっても手帳を取得していない方や、発達障がい※、高次脳機能障がい※、難病のある方等、現行の障害認定基準では手帳要件を満たしにくい方もいます。

障がい者数の推移



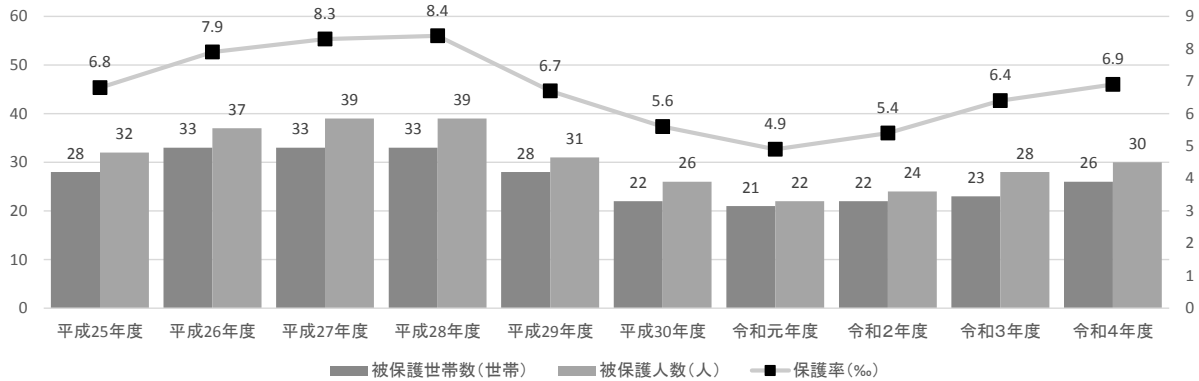
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者数（人）	284	270	271	273	268
身体障がい者数（人）	240	227	225	223	213
知的障がい者数（人）	38	38	38	40	41
精神障がい者数（人）	6	5	8	10	14

資料：厚真町

（５）その他支援の対象となる人（生活困窮者の状況）

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、当町の生活保護の受給者の数は、平成25年の32人から平成28年の39人まで増加し、その後、令和元年の22人までは減少傾向でした。令和2年から微増し、令和4年の30人となっています。

生活保護受給者の推移



区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保護世帯数(世帯)	28	33	33	33	28	22	21	22	23	26
被保護人数(人)	32	37	39	39	31	26	22	24	28	30
保護率(‰)	6.8	7.9	8.3	8.4	6.7	5.6	4.9	5.4	6.4	6.9

資料:「生活保護の被保護世帯数・人数」各年度3月31日現在

2. 地域福祉関連施設の状況(令和6年1月1日現在)

【児童福祉関連施設】

施設種別	施設名	所在地	運営主体	定員
認定こども園	こども園つみき	京町152番地	厚真町	100
	宮の森こども園	字上厚真258番地の7	社会福祉法人 みつわ福祉会	80
子育て支援センター	厚真子育て支援センター	京町152番地	厚真町	—
	厚南子育て支援センター	字上厚真258番地の7	厚真町	—
児童会館	厚真児童会館	京町158番地	厚真町	—
	厚南児童会館	字上厚真258番地の7	厚真町	—
放課後児童クラブ	厚真放課後子どもセンター	新町92番地の1	厚真町	150
	厚南児童会館	字上厚真258番地の7	厚真町	100
共生型放課後等デイサービス夢風船ほんごう	厚南デイサービスセンター	字上厚真42番地の1	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	18
共生型放課後等デイサービスみんぐる	小規模多機能型ホーム「ほんごう」	字本郷236番地の6	株式会社エムリンク 札幌	24

【障がい者福祉関連施設】

サービス種別	事業所名	所在地	運営主体	定員
障害福祉サービス事業所(生活介護)	厚真リハビリセンター	字本郷36番地の11	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	50
障害福祉サービス事業所(施設入所支援)	厚真リハビリセンター	字本郷36番地の11	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	50
障害福祉サービス事業所(短期入所)	厚真リハビリセンター障害者短期入所事業所	字本郷36番地の11	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	2
障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	落葉樹色のジェラート very motc	京町12番地の1	株式会社クーバル北海道	10
地域活動支援センター				

【高齢者福祉関連施設】

○介護サービス事業所

サービス種別	事業所名	所在地	運営主体	定員
短期入所生活介護	短期入所生活施設豊厚園	字本郷36番地の13	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	7
訪問介護	厚真町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	京町165番地の1	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会	—
	訪問介護サービスぷろけあ	字上厚真194番地の5	合同会社介護サービスぷろけあ	—
訪問リハビリテーション	医療法人社団健厚会あつまクリニック	京町15番地	医療法人社団健厚会	—

○入所施設

施設種別	施設名	所在地	運営主体	定員
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム豊厚園	字本郷36番地の13	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	80

○地域密着型サービス

サービス種別	事業所名	所在地	運営主体	定員
認知症対応型共同生活介護	グループホームえがおの家	京町34番地の1	特定非営利活動法人 ゆうあいネットあつま	18
認知症対応型共同生活介護	厚真町高齢者グループホームやわらぎ	字本郷236番地の6	株式会社エムリンク 札幌	9
地域密着型通所介護	あつまデイサービスセンター	字本郷36番地の13	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	18
地域密着型通所介護	厚南デイサービスセンター	字上厚真42番地の1	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	18
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型ホーム「ほんごう」	字本郷236番地の6	株式会社エムリンク 札幌	24

○居宅介護支援事業所

事業所種別	事業所名	所在地	運営主体
要支援 介護予防支援事業所	厚真町地域包括支援センター	字本郷283番地の2	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会
要介護 居宅介護支援事業所	あつま居宅介護支援事業所	字本郷36番地の11	社会福祉法人 北海道厚真福祉会
要介護 居宅介護支援事業所	ほのぼのライフケアあつま	京町165番地の1	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会

【生活困窮者自立支援施設相談窓口等】

事業所名	所在地	運営主体
生活就労サポートセンターいぶり	室蘭市中央町3-5-13 SK室蘭中央ビル6F	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
みんなのおうちあつま	字本郷280-11	

第 2 編 地域福祉のまちづくり構想

第1章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

本計画の策定に当たっては、下記のような地域社会像を基本理念として踏襲していきます。地域福祉とは、子ども、高齢者、障がいのある人といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らすすべての人が支えあい、生きがいを持って生活していくためのものです。様々な個性、あり方をしている人同士が、お互いを認め合い、お互いの立場を尊重し理解し合っていくことが、地域における協働^{*}の推進や、人権の尊重につながっていくことになります。

そのうえで、住民はこれまでのような行政からの関与にとどまらず、地域の人々とながかり、心豊かな生活を送りながら、様々な行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政とともに創りあげていくことが大切になってくると考えられます。

近年の「無縁社会」という言葉にあるように、地域のつながりや家族・親族のつながり等が薄れている中、お互いにつながりあうためのきっかけを持つことが難しくなりつつありますが、住民全体として、これまでの生活のあり方を見直し、お互いに連帯して支えあっていく意識づくりが必要となってきます。

さらに、生活困窮者の自立とともに、対象者の早期把握や見守りのためのネットワークづくりなど、生活困窮者支援を通じた地域づくりが求められています。

基本理念

**認め合い、
つなぎあい、
支えあうまち
厚真町**

認め
合い

交流することにより、お互いに理解し合う。それにより一人ひとりを尊重していくことができる。

つな
ぎあい

お互いにつながりあっていくことにより、生きがい（人と人との交流や環境との共生）を持った暮らしや、相互の信頼関係が創られていく。

支え
あう

お互いに支えあいながら、住み慣れた地域の中で生活していく。行政のみならず、住民、当事者が参加し、福祉の担い手となる。

2. 基本目標について

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画では、次の4つの基本目標を踏襲していきます。子ども、障がいのある方、高齢者など対象別の具体的な取り組みや、介護保険、地域保健などで共通する取り組みや制度のはざまを外れてしまう分野に特化して定めています。

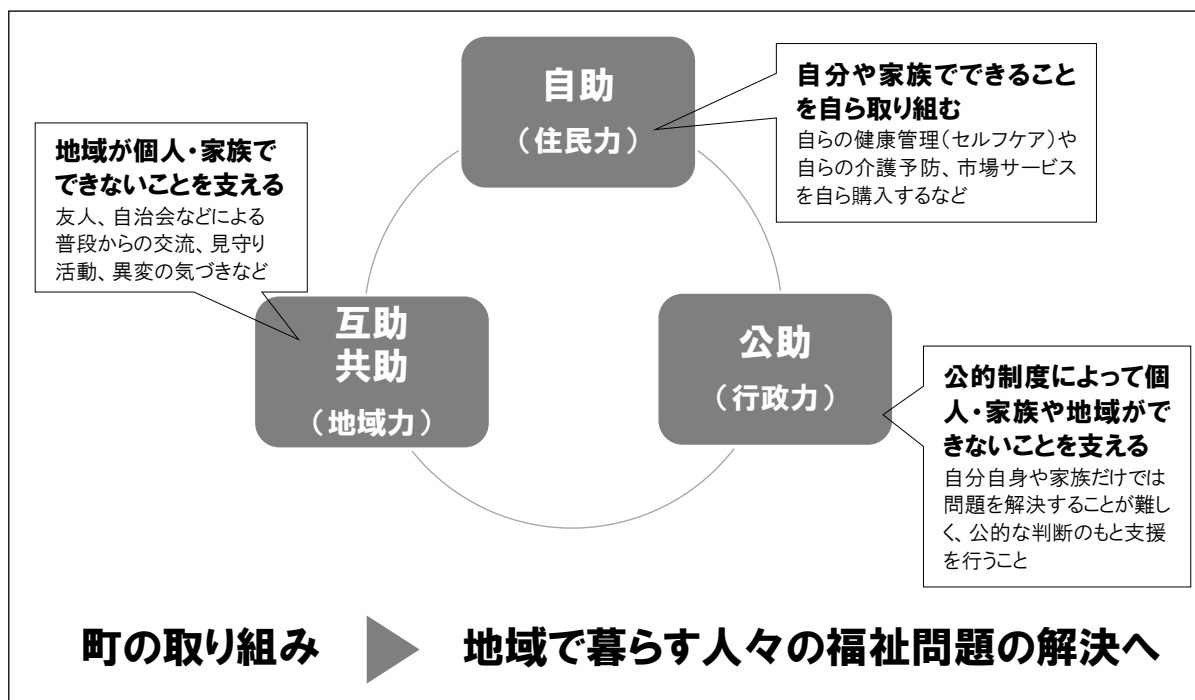
基本目標 1 みんなでつながり、参加する厚真町の福祉

基本目標 2 相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供

基本目標 3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり

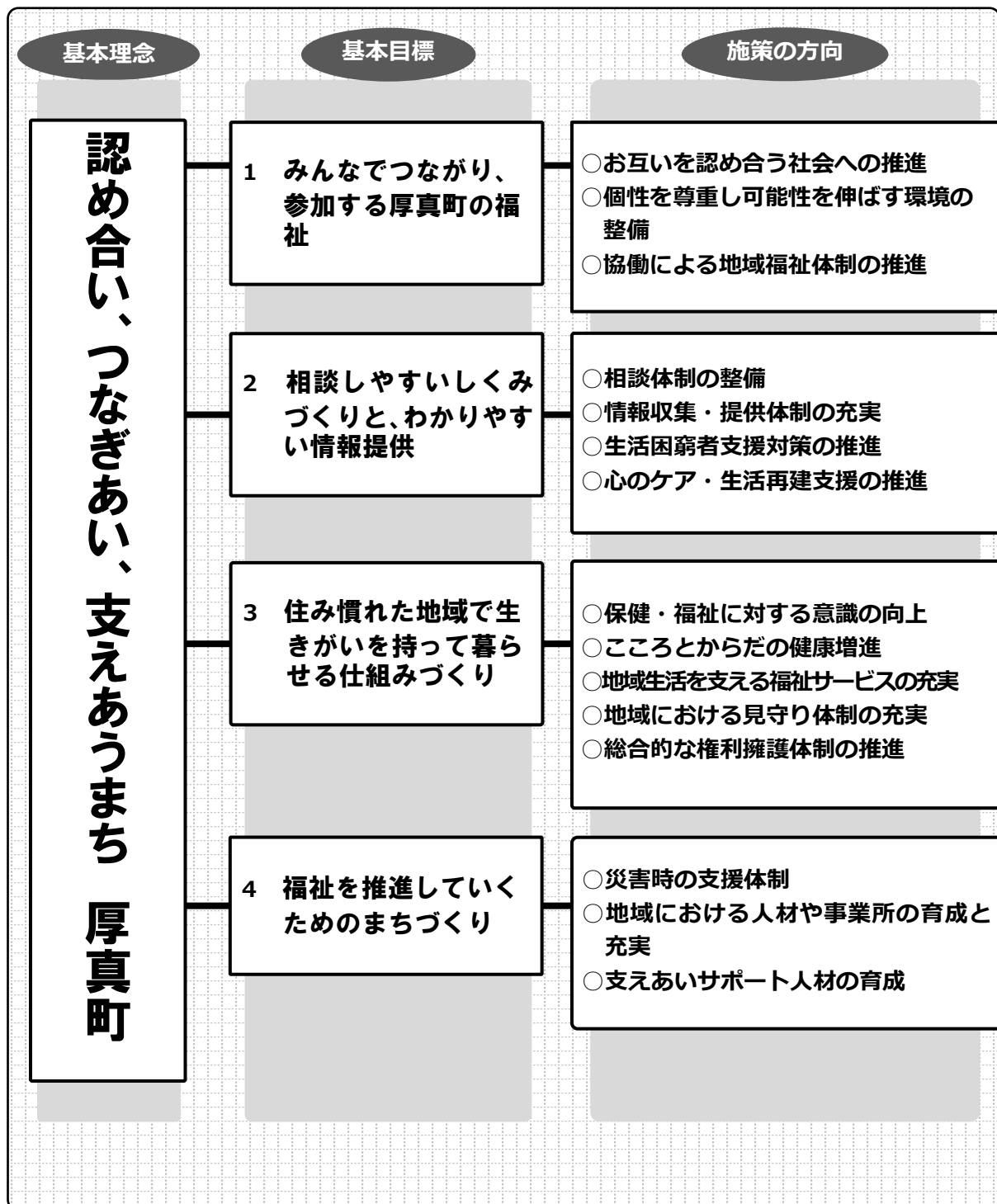
基本目標 4 福祉を推進していくためのまちづくり

■自助、互助・共助、公助の考え方について



3. 施策体系について

本計画の施策体系については、以下の通りです。



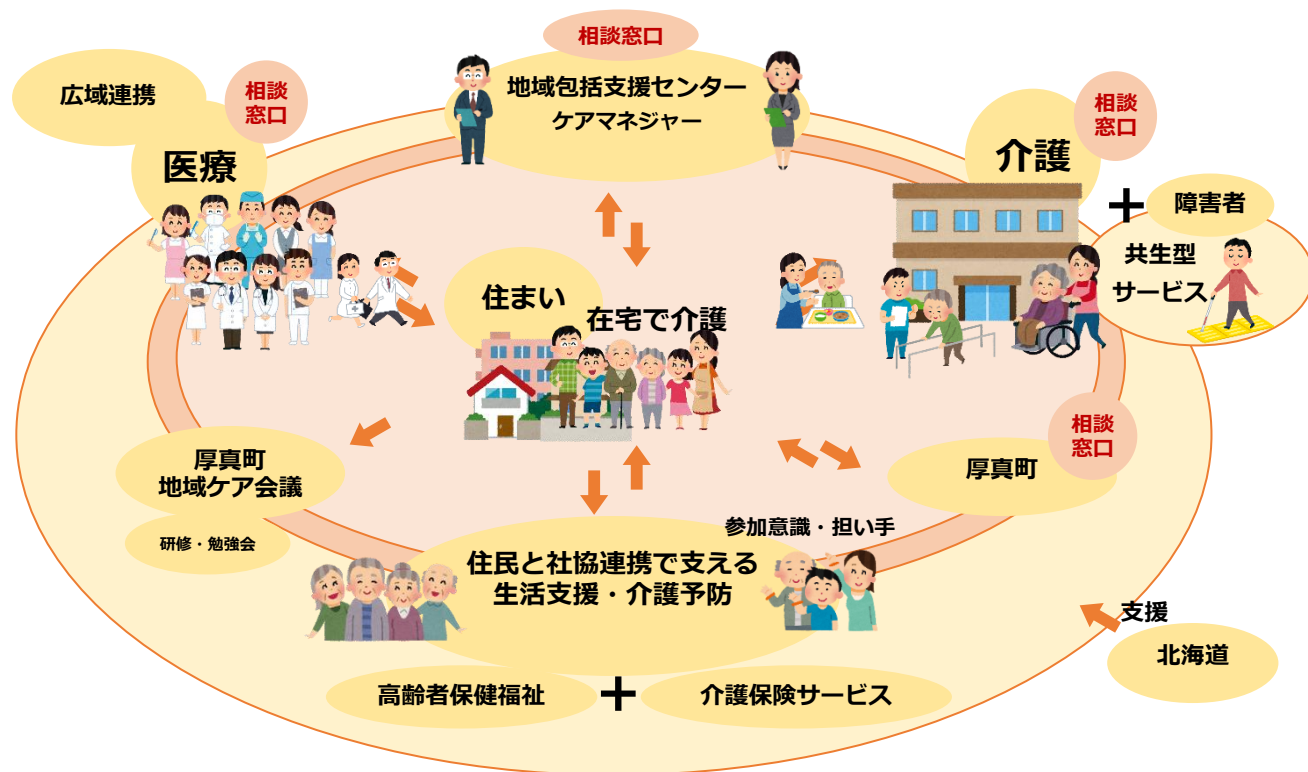
4. 地域包括ケアシステムの確立・推進について

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、令和22（2040）年を見据えて、地域共生社会の実現をめざして、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われたところです。

当町では、認知症高齢者の増加や医療と介護の両方を必要とする人の増加など、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年も見据えて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心した生活を継続するために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域社会の支援体制「地域包括ケアシステム」の実現をめざしています。

また、自治体などが提供するサービス（公助）だけでなく、介護保険サービスや医療保険サービスの給付（共助）、地域住民主体のサービスやボランティア活動（互助）、本人や家族による自らの健康管理（セルフケア）の取組（自助）など、多くの資源を有機的につなぎあわせ、支えあいによる「地域包括ケアシステム」の確立もめざします。

地域包括ケアシステムの将来イメージ



5. 目標に沿った施策の方向について

基本目標 1 みんなでつながり、参加する厚真町の福祉

目標の方針

これからの地域社会は「参加と協働」がより重要となってきます。つながりを大切にし、お互いを認め合い、交流していくことで支えあいの考え方を広め、地域福祉の基盤を進めていきます。

また、地域における交流を一層促進していくようなしくみづくりや居場所づくりについて検討を進めるとともに、地域課題を定期的に把握し、町民と行政の協働による福祉のまちづくりを進めます。

施策の方向

お互いを認め合う社会への推進

- 地域に暮らすすべての人がお互いを認め合い、ともに生きることができる社会づくりを進めていきます。
- 地域での交流等を通じて、住民同士のつながりを促進していきます。
- 様々な機会を通じて、住民の福祉意識の啓発をめざしていきます。

個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備

- 性別、年齢、国籍、能力、姿形などにとらわれることなく、お互いの存在を認め合い、互いに尊重し合えるような環境を整備していきます。
- 豊かな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子どもの居場所づくりや学習機会等をつくることに努めていきます。
- 障がい児教育の充実や本人の希望する地域生活、就労支援体制の充実等に取り組んでいきます。

協働による地域福祉体制の推進(重点施策P27 参照)

- 社会福祉協議会などの地域福祉支援機関と連携し、町民の意見などを行政が把握する機会を持ち、地域課題が把握できる体制整備を行います。
- 地域における活動の場や交流の場の確保について検討します。また、企画や運営について、町民が主体的に関われるような体制を検討します。
- 地域福祉の推進のため、庁内組織のつながりや、関係機関等との連携体制について、一層の強化に努めていきます。

基本目標 2 相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供

目標の方針

世の中や福祉制度の変化により住民が多様な問題を抱える中、町民にとって相談しやすいしくみづくりや、情報提供体制の充実が一層重要となっています。

被災した住民に対して、自助・互助・共助、公助の基本的な考え方にに基づき、心のケアや生活支援を継続して行います。

施策の方向

相談体制の整備(重点施策P27 参照)

- 福祉、子育て、介護、保健、医療、生活困窮などの各種相談支援について、それぞれの連携や、相談窓口の設置などの取り組みを進めています。
- 様々な要因から相談に行くことが困難な町民を把握し、訪問等による相談支援などの取り組みを進めていきます。
- 精神障がい者手帳保持者が増加傾向にあります。適切なサービス利用につながるよう基幹相談支援センターを中心に相談支援を講じる必要があります。

情報収集・提供体制の充実

- 必要な方に必要な情報提供ができるよう、町の広報紙やホームページなどの創意・工夫などにより、町民が知りたい情報をわかりやすく迅速・的確に伝え、町民と情報を共有し町民の声を福祉政策に生かしていきます。

生活困窮者等支援対策の推進と相談窓口(重点施策P28 参照)

- 生活困窮者支援として、町委託事業である自立相談支援事業者である「みんなのおうちあつま」と道受託事業者である生活就労サポートセンターいぶり、ハローワークとの緊密な連携体制を構築します。また、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、自治会や近隣住民等による見守り活動等と連携して把握していきます。
- 生活困窮者の自立支援に向けた相談体制の充実に努めていきます。
- ひきこもり支援対策として、支援体制整備のため相談窓口設置をします。

心のケア・生活再建支援の推進(重点施策P28 参照)

- 平成30年11月から北海道胆振東部地震により被災された、新住居等で生活する町民や在宅で被災した町民に対して相談対応を開始し、令和5年度から重層的支援体制整備事業によるアウトリーチ等支援事業により継続して支援をしています。生活再建により新たな環境に適応できずにひきこもりなどの状況にある町民を把握し、適切な支援ができるよう取り組みを推進していきます。
- 被災によるPTSD^{*}などの心的外傷や、生活再建の過程において生じるストレス等に対する精神的なケア体制について推進を図ります。

基本目標 3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり

目標の方針

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康に関する意識の向上や健康増進のための活動を進めるとともに、地域生活を支える福祉サービスの充実や、安心した地域生活を送るための見守り活動や権利擁護※体制の充実を図ります。

施策の方向

保健・福祉に対する意識の向上(重点施策P27 参照)

- 食育の普及、促進により、バランスのとれたよい食生活を送ることで、生活習慣病※を予防することや、子どもの頃からの正しい食習慣の定着を支援していきます。
- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう介護予防※事業を推進し、住民の意識啓発を図っていきます。

こころとからだの健康増進

- 住民の自らの健康管理(セルフケア)を進め、特定健康診査※の実施など、生活習慣病の観点から、専門的な指導・支援を行っていきます。
- 保健、医療、福祉について、関係機関間の連携を強化していきます。
- 身近な地域で健康相談や診療が受けられるようかかりつけ医※、歯科医※、薬局の普及・定着を促進していきます。

地域生活を支える福祉サービスの充実(重点施策P28 参照)

- 高齢者や障がいのある方の地域生活を支えるサービスの充実や、自立を促す支援体制の整備を進めていきます。
- 「子育て支援センター※」など、子育て支援サービスの充実を図っていきます。

地域における見守り体制の充実(重点施策P28 参照)

- 地域での見守り体制を支えている民生委員・児童委員※等の活動を支援していきます。
- 「地域包括支援センター※」と関係団体の連携を強化し、地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築をめざしていきます。
- 子どもを事故・犯罪等から守るため、学校、家庭、地域等が協力して、地域の見守り活動や安全対策の推進を実施していきます。

総合的な権利擁護体制の推進

- 認知症高齢者、障がいのある方、子ども等の権利擁護の充実を図るため、支援体制の推進や虐待防止等を図っていきます。
- 必要な方へ円滑な支援が行われるよう、関係機関との多職種連携を進めていきます。

基本目標 4 福祉を推進していくためのまちづくり

目標の方針

福祉サービス事業者同士の連携体制や介護職員の人材育成等を支援し、福祉サービスの質の向上を図ります。

また、認知症サポーターやボランティア等の支えあいサポート人材の育成を支援し、「人にやさしいまち」の整備を進めます。

施策の方向

災害時の支援体制(重点施策P29 参照)

- 地域のつながりを強めることで、要援護者に平常時や災害時等に円滑な支援を行えるよう、「避難行動要支援者名簿」の整備を進め、安全に避難ができるよう配慮します。
- 日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進していきます。
- その他、『厚真町地域防災計画』等に沿って、要援護者にとって必要な支援体制の整備を進めていきます。

地域における人材や事業所の育成と充実

- 介護サービス事業者や福祉施設に対して、事業者同士の連携体制の構築を担う体制づくりを進めるなど、サービスの質の向上のための体制づくりを進めていきます。
- 介護職員の人材確保及び介護職員の技能の向上を図るため、介護職員初任者研修を受講した者に対する受講費用の助成制度を実施していきます。また、当町の事業所への就業の促進を図るため、事業所等が実施するインターンシップに参加する者や町内の事業所に就職する者に対する助成制度を実施していきます。
- 令和3年度から町では介護人材確保事業を開始し、町内法人の介護人材確保を支援しています。今後も育成のほか、人材の確保に対して町内事業者と意見交換を図りながら適宜必要な支援を検討し講じていきます。

支えあいサポート人材の育成

- 認知症高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、町民が認知症の理解を深めることを目的に、認知症サポーター養成講座を定期的に行い、認知症サポーターの活躍の場が増えるように支援していきます。
- ボランティアセンターなどの関係機関と連携し、ボランティアが積極的に活動できる環境を整備していきます。また、ボランティア活動を促進するために、ボランティアポイント事業を実施していきます。

第2章 地域福祉計画の重点施策

1. 計画推進のための重点施策

■介護予防の普及により健康的な住民の増加(新規)

地域の人口構成等の変化に対応し、地域包括ケアシステムでの要の1つである介護予防を積極的に進めるため、サービス整備と充実に努め、これまでの地域介護予防活動支援事業(住民主体の通いの場)の利用促進や、地域課題の把握や共有により、引き続き取り組んでいます。

介護サービスが必要な人や要介護までとはいかないまでも、支援が必要な人が増えています。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。介護予防を強化し、その推進を図り、元気でいきいきとした生活を送れるよう啓発とともに、自らの健康管理(セルフケア)ができるよう推進していきます。

■住民・地域団体・行政の地域福祉における協働のあり方

多様化した地域福祉に関する課題に対応するためには、住民や地域団体、自治会、行政がお互いの責任と役割を認識し合いながら、対等な立場に立った地域福祉の取り組みを行っていく必要があります。そのような助け合いの地域づくりの実現に向け、住民による主体的な活動や地域コミュニティ活動の活性化のためのしくみづくりについて検討していきます。

また、高齢者の方々の中には、これまで培ってきた知識・経験・技術・ネットワーク等を持った方が数多くいらっしゃいます。これらの世代を含めた地域の方々に、福祉における社会資源としてより活躍してもらうための意識啓発や情報提供等のしくみづくりを進めていきます。これらの協働体制を進めていくために、行政としてもこれまでの組織の枠組みにとらわれない横断的な取り組みを行っていきます。

■相談体制等の整備(重層的支援体制整備事業)

来庁した方に適切なサービスを実施していくため、包括化推進員を配置し、「福祉総合相談窓口」及び「ワンストップサービス」について引き続き進めていきます。近年の相談内容の多様化や複雑化などから、関係所管や医療と介護のさらなる連携の必要性が示されています。

これらのことから、住民の利便性をより向上させ、相談される方が必要とする情報を円滑に提供できるよう、相談内容により包括的に対応していくため、相談者が必要とする窓口へ適切につなげるためのしくみの導入や所管ごとで行うサービスや情報の共有化を進めます。また、医療情報等の専門性のある情報の提供方法等の課題については、個人情報保護の観点に配慮しながら進めていきます。

当町庁舎での申請手続き等を一つの窓口で一元的に対応できるようにする「ワンストップサービス」については、その機能の整理や実現の可能性についての調査・研究を継続していきます。

■ひきこもり支援対策の推進(新規)

ひきこもりとは、病気や体が不自由など、外出を妨げる状況がないにもかかわらず、様々な要因を背景にして、就労や就学など社会的活動の機会が長期（一般に6か月以上）にわたって失われている状態を指します。相談支援包括化推進員を中心に、ひきこもりの相談から状況から脱出したい方、その家族への支援窓口を設置していきます。こころの健康相談やひきこもりの支援団体、家族会、北海道ひきこもり成年相談センターなどへつなぎながら支援を推進していきます。

■こども家庭支援体制の構築と推進(新規)

18歳未満のお子さんや子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや一時預かりなど在宅サービスの提供やケース援助、サークル支援やボランティア育成等を総合的に進めるために、厚真町こども家庭支援センター（仮）の設置をめざし、子育て支援体制の構築と推進を進めています。

■心のケア・生活再建支援の推進

平成30年北海道胆振東部地震により被災した町民に対して、平成30年11月から生活支援相談員（LSA）を配置しています。生活支援相談員（LSA）や保健師などによる個別訪問や、こころの相談会などの開催などの実施を継続し、応急仮設住宅などからの住み替え先や在宅被災生活者に対する支援を進めてきました。特に、健康実態把握により選定した重点地区を対象に、在宅被災者の心のケア・生活支援を行っており、PTSDなどの心的外傷や、生活再建の過程において生じるストレス等に対する精神的なケアについて、長期的に支援をしていきます。

■地域における見守り体制の充実

道内では、核家族化や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進む中、福祉的な支援が必要にもかかわらず、地域から孤立した状態で亡くなられる「孤立死」の事案が発生しており、高齢者や障がいのある方などへの見守り体制の充実が求められています。

当町においては、「孤立死」といった痛ましい事案の発生を未然に防ぎ、地域において孤立することなく、安全で安心な生活を送ることができるよう進めていきます。そのため、見守りの対象とする要援護者の選定及び実態把握、社会福祉協議会などの関係機関、民生委員・児童委員、老人クラブ、自治会との要援護者情報の共有、胆振総合振興局や近隣市町村との連携を強化します。その他、認知症の方などの見守り支援用アプリを活用した新たな見守り体制の構築など、地域における見守り体制づくりを強化推進していきます。

なお、体制づくりの推進に当たっては、後述（P29）の「災害時等の支援体制」と調和を図りながら推進していきます。

■災害時等の支援体制

避難について特に支援が必要な方を災害から保護するため、『厚真町地域防災計画』に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難することができるよう配慮します。当町では避難行動要支援者情報について、適宜更新し、次の方式で整備し活用していきます。

1. 「避難行動要支援者名簿」の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

厚真町では、下記の要件に該当する方を対象として名簿を作成します。

- ・介護保険における要介護認定3以上
- ・身体障害者手帳を有する者
- ・療育手帳を有する者
- ・精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ・難病患者
- ・高齢者のうち、本人等から申し出のあった者で、町長が避難支援等の必要を認めた者
- ・自治会・民生委員など避難支援関係者となる者が支援の必要を認めた者
- ・その他町長が認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有します。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

厚真町では、下記の機関等を避難支援等関係者としています。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自治会・自主防災組織
- ・事前に協定を締結した避難支援等の実施に携わる団体
- ・その他町長が認める者

2. 発災時における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

(2) 避難行動要支援者の避難支援

(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

3. 個別計画の策定

要支援者と打合せ、具体的な避難方法等について個別計画の策定を検討します。

4. 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

関係機関が連携して、地域の防災力を高める研修や訓練等の実施を検討します。

第 3 編 部門別計画

第1章 部門別計画と指標について

1. 部門ごとの目標指標と取組の展開

地域福祉計画については、行政だけで実施する計画ではなく、地域住民や地域の関係機関とともに実施していく計画であることに特色があります。

行政だけで実施する計画でないことから、地域福祉計画の評価については、行政が行う事業の実施結果や成果だけでなく、地域住民等との協働やその過程から生じた地域や住民等の変化などに着目することが重要となります。地域福祉計画のめざすべき姿（目的）である「地域福祉が推進されたか」を測るために、以下の部門計画ごとの目標指標を設定します。

【部門別目標指標】

部門	指標名	当初 (令和元年)	現状値	目標値 令和7年度 以降	備考
●子ども					
	合計特殊出生率	1.36	1.36	道平均 以上	当初と現状値は平成30年の値
	乳幼児健診受診率	88.0%	99.1%	100%	現状値は令和4年度
	こども園の満足度	94.4%	95.8%	100%	現状値は令和4年度。町内2園における保護者アンケートの平均
●障がい					
	基幹相談支援センター相談件数	—	100人	120人	現状値は令和5年度見込値
	障がい者就労継続支援事業所利用者数	4人	8人	10人	現状値は令和4年度。障がい者就労継続支援事業所利用者数
●高齢者					
	要介護率	15.4%	21.5%	19.2%	第9期介護保険事業計画
	いきいきサポート事業参加人数	1,430人	1,731人	2,200人	現状値は令和4年度。第9期介護保険事業計画
●健康増進					
	健康寿命	16.6%	17.4%	16.4%	現状値は令和4年度。75～84歳の要介護認定率
	国民健康保険特定健康診査受診率	66.0%	59.0%	75%	現状値は令和4年度。データヘルス計画

また、子ども、障がいのある方、高齢者など対象別の主な施策項目は以下の通りです。

■子ども

【主な施策項目】

- 妊活期から子育て期にかけた包括的事業の推進
- 就学前教育・保育の充実
- 子育て支援の充実

■障がい

【主な施策項目】

- 人権・権利擁護の推進
- 地域福祉活動の活性化
- 療育・発達支援の推進
- 障がい福祉サービスの充実

■高齢者

【主な施策項目】

- 地域包括ケアの推進
- 介護予防・生きがいづくりの推進
- 福祉・介護サービスの充実
- 高齢者の生活支援の推進

■健康増進

【主な施策項目】

- 健康増進事業の推進
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営
- 地域医療の維持・強化

部門別の具体的な取り組みや介護保険、地域保健など関連する具体的な施策等については、別添の部門別計画をご参照願います。

【部門別計画】

計画名称	根拠法
●子ども関係 厚真町子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
●障がい関係 厚真町障がい福祉計画 厚真町障がい児福祉計画	障害者基本法(昭和45年法律第84号)
●高齢者関係 厚真町高齢者保健福祉計画厚真町介護保険事業計画	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
●健康増進関係 第2次健康あつま21(厚真町健康増進計画)	健康日本21(第3次)・健康増進法(平成14年法律第103号)

第2章 厚真町成年後見制度利用促進計画（案）

1. 計画の策定の背景と目的

現在、福祉サービスを利用する際には、利用者が福祉サービスを主体的に選択し契約することが必要となりますが、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、適切な福祉サービスの選択・契約が困難な場合があります。また、核家族化の進行や超高齢社会の到来により、今後はより一層認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれます。

こうした状況の中、適切な福祉サービスを受けられない場合や、金銭管理が適切に行えず、金銭的搾取や消費者被害など、権利侵害が生じることが懸念されることから、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不安がある人の権利や財産を守っていくことの必要性が高まっています。

平成12（2000）年4月の介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに合わせ、判断能力に不安がある人への支援制度として成年後見制度が創設されました。平成28（2016）年5月には、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、地方計画を定めるよう努めるものとされました。

当町においても、誰もが支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく尊厳を持って生活できるよう、地域福祉計画の見直しに合わせ、「厚真町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に努めます。

2. 計画の基本事項

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に定める市町村計画として策定します。策定に当たっては、「厚真町高齢者福祉計画」、「厚真町障がい者福祉計画」との整合を図るとともに、福祉分野の上位計画となる「厚真町地域福祉計画」と一体的に策定し、取り組みを推進します。

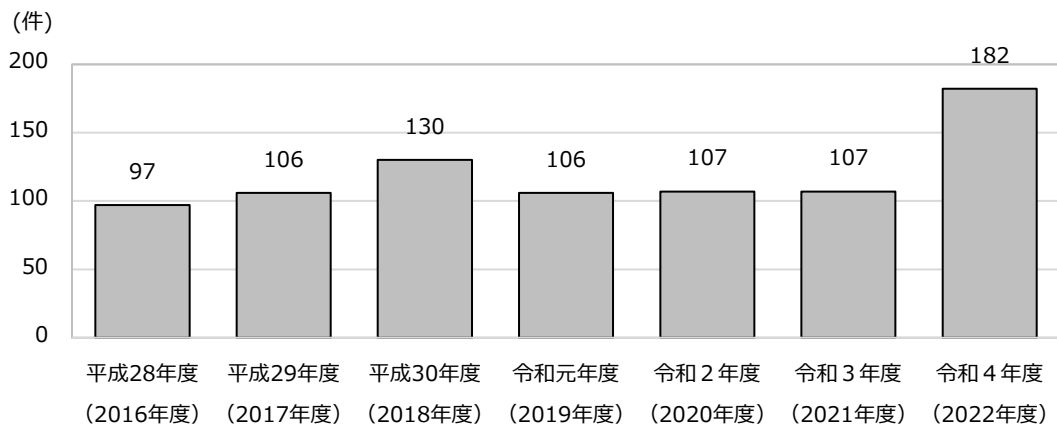
計画期間は「第2次厚真町地域福祉計画」と同期間とし、社会情勢の変化や国・道の計画見直し等を踏まえて改訂・推進します。

3. 成年後見制度と町の状況

(1) 相談件数

とまこまい成年後見支援センターへの相談件数は、毎年度100件程度で推移しています。令和4（2022）年度から、厚真町は「とまこまい成年後見支援センター」の支援対象エリアとなりました。厚真町の令和4（2022）年度に寄せられた相談のうち、「認知症」に関する相談件数が最も多くなっています。

とまこまい成年後見支援センターへの相談件数



※令和4(2022)年度から、厚真町・安平町・むかわ町の相談件数を含みます。

令和4（2022）年度
厚真町 相談内容

金銭管理	3
身上支援・施設入所	3
今後に備えて	2
申立てにかかわる相談	1
その他(総合相談対応)	1
合計	10

令和4（2022）年度
厚真町 相談属性

認知症	3
知的障害	0
精神疾患	1
高齢(認知症以外)	2
脳機能障害	1
その他	1
合計	8

資料：とまこまい成年後見支援センター

(2) 市民後見人養成講座受講終了者数

当町の市民後見人養成講座受講終了者数は、近年1人で推移しています。

厚真町の市民後見人養成講座受講終了者数

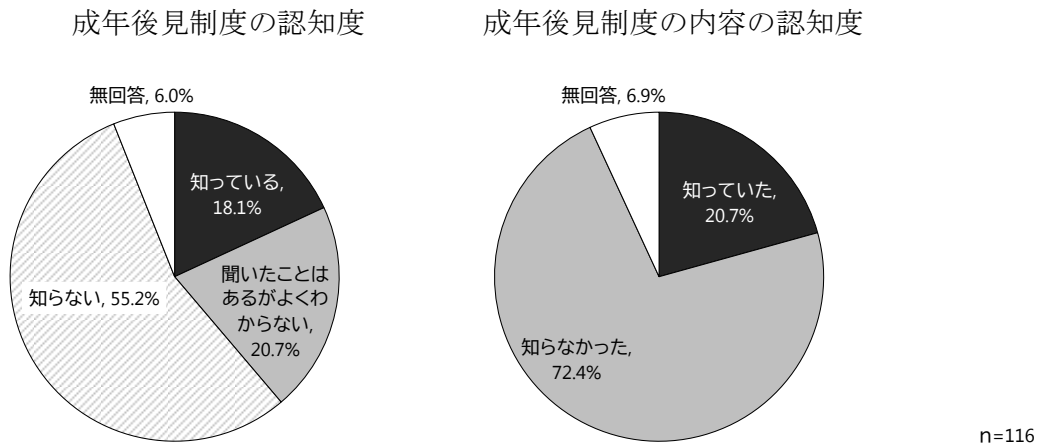
平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
2	0	0	0	0	1	1

資料：とまこまい成年後見支援センター

（３）成年後見制度の認知度や利用意向

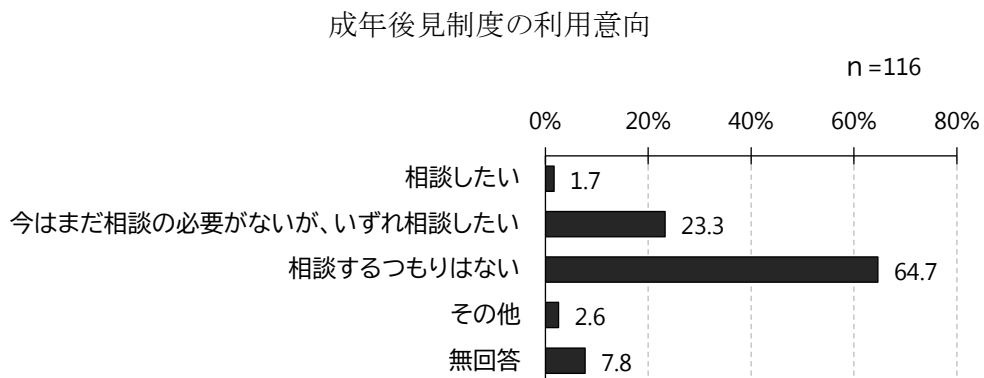
町内にお住まい（令和５年４月１日現在）の、65歳以上で「事業対象者」及び「要支援１・２認定を受けている方」を対象に行ったアンケート調査では、成年後見制度の認知度について、「知らない」が55.2%と最も多く、次いで「聞いたことはあるがよくわからない」が20.7%となっており、「知っている」は18.1%にとどまっています。

成年後見制度の詳しい制度内容や利用方法については、「知っていた」が20.7%、「知らなかった」が72.4%となっています。



また、成年後見制度の今後の利用意向について、「相談するつもりはない」が64.7%と最も多く、次いで「今はまだ相談の必要がないが、いずれ相談したい」が23.3%、「相談したい」が1.7%となっています。

「相談したい」人の相談に対応し適切な支援につなげる一方で、今後、さらなる制度の周知と正しい理解の促進が必要です。



資料：厚真町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

4. 計画の基本方針

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不安がある人も、住み慣れた地域で自分らしく尊厳を持って生活できる地域を目指し、成年後見制度の利用を促進し、町民の権利擁護を支援します。

○成年後見制度の理解を促進するため、町民に対する制度や相談支援体制などの周知と啓発を推進します。

○関係機関と連携し、支援が必要な方の一人ひとりの意思に寄り添った相談機能を充実させ、利用しやすい制度の運用を図ります。また、成年後見制度の申立てが困難な方の申立ての支援を行います。

○近隣市町や関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を推進します。

5. 今後の取り組み

取り組み 1 成年後見制度に関する啓発と関係機関との連携強化

- 成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知や各種事業等を実施する場合の広報を確実にを行うことにより、町民の成年後見制度に対する理解を深めます。
- 「とまこまい成年後見支援センター」に中核機関を委託する苫小牧市・安平町・むかわ町の3市町と協議・連携し、各種事業を推進していきます。
- 専門家による講演会や研修を実施し、町民の成年後見制度に対する理解を深めます。

〈主な取り組み内容〉

事業	取り組み
1 啓発活動の推進	成年後見制度の概要や、利用手続きについてわかりやすくまとめ、町ホームページや広報誌（広報あつま）、パンフレット等で周知・啓発を行う。
2 市民後見人養成研修の実施	認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、地域の町民が身上監護や金銭管理などの後見業務を行う「市民後見人」の養成講座を開催する。
3 講演会及び説明会の実施	成年後見制度の理解を深めるため、弁護士等の専門家による講演会や出前講座を行う。
4 地域交流サロン等への訪問	権利擁護業務等に携わる社会福祉士等の資格を有する職員等が、地域の住民が集う場へ訪問し、制度の周知や利用意向の調査を行うとともに、潜在的な課題や支援を必要としている人の発見に努め、早期の成年後見制度の利用等の支援につなげる。

- 成年被後見人及び成年後見人のいずれもが必要な支援を受けることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 身寄りがない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が適切な支援を受けることができるよう、庁内の支援体制を整えます。

〈主な取り組み内容〉

事業	取り組み
1 相談支援	一般的な成年後見制度の説明や実際に利用を考えている場合の手続き方法、現に制度を利用している成年被後見人や成年後見人等からの相談等に幅広く対応する。
2 町長申立て	成年被後見人等について、後見開始等の審判を申立てる親族等がない場合に、首長（厚真町長）が申立人となり、審判開始の申立てを行う。
3 成年後見制度の利用支援	成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。

第3章 厚真町再犯防止推進計画（案）

1. 計画の策定の背景と目的

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、安定した仕事や安心できる居場所がない等、様々な生きづらさを感じ、立ち直りに多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯防止推進法」が平成28年に施行され、地方計画を定めるよう努めるものとされました。

北海道では令和3年3月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も踏まえ、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一因として地域に定着できるよう支援する取り組みを推進しています。

当町においても、町民が安全で安心して暮らせるよう、地域における犯罪被害を防止し、再犯防止を推進するため、地域福祉計画の見直しに合わせ、「厚真町再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努めます。

2. 計画の基本事項

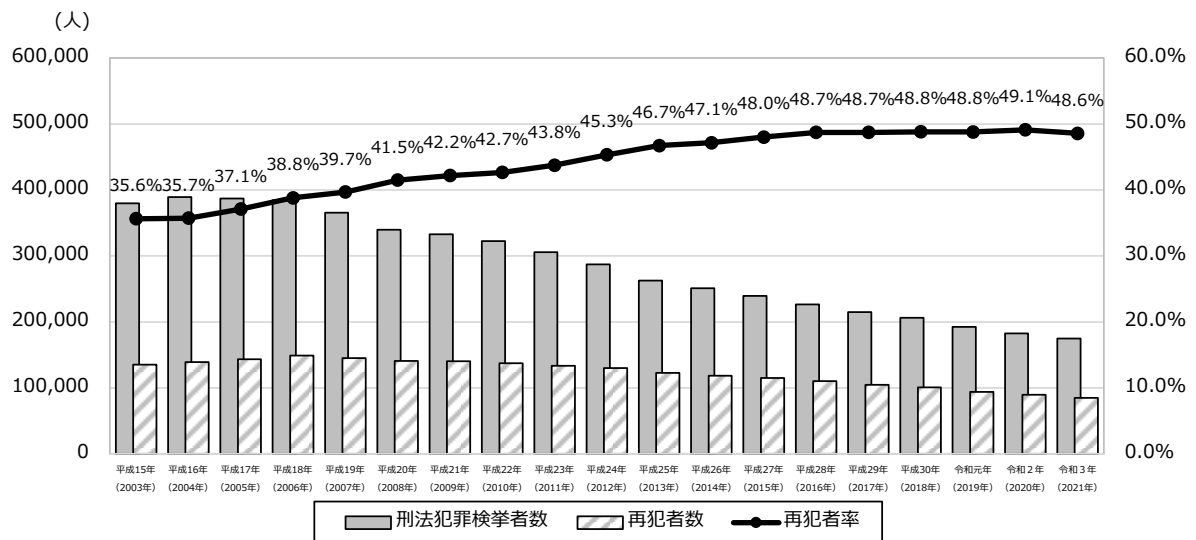
本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める市町村計画として策定します。計画期間は「第2次厚真町地域福祉計画」と同期間とし、社会情勢の変化や国・道の計画見直し等を踏まえて改訂・推進します。

本計画の対象者は、再犯防止法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人、または、非行のある少年、若しくは非行少年であった「罪を犯した人等」を指します。

3. 犯罪情勢等

刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成19（2007）年以降、毎年減少しています。再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にありましたが、令和3（2021）年は、48.6%と前年（49.1%）よりも0.5ポイント減少しています。

刑法犯検挙者における再犯者数と再犯者率

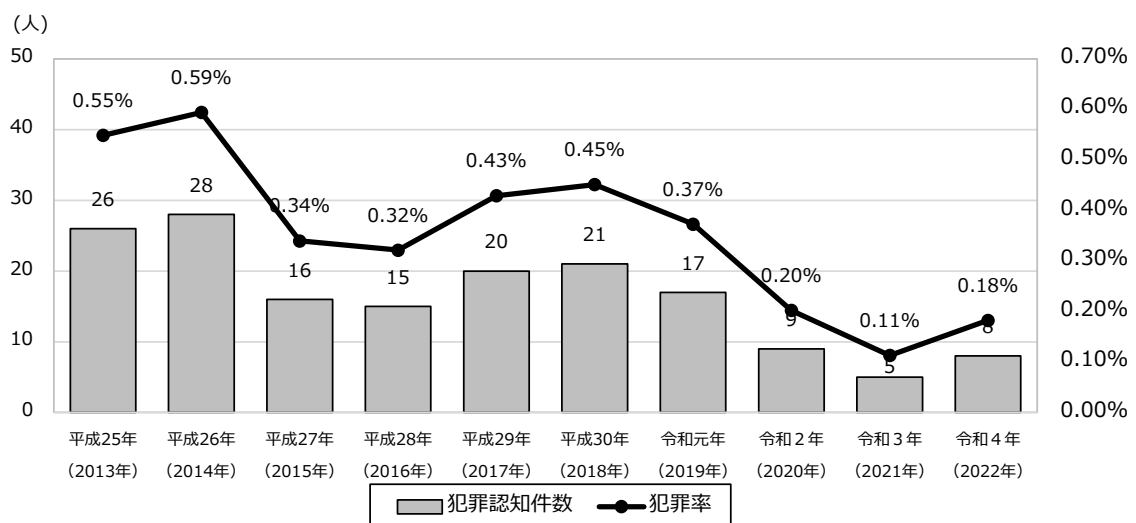


資料：警視庁・犯罪統計

※「再犯者」とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

当町の犯罪認知件数は、平成30（2018）年以降、減少傾向にありましたが、令和4年は犯罪認知件数が8件、犯罪率が0.18%と前年よりもわずかに増加しています。

厚真町の犯罪認知件数と犯罪率



資料：北海道警察 市町村別犯罪発生概況

※「犯罪率」：(犯罪認知件数／総人口)×100

4. 計画の基本方針

罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせる「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。北海道再犯防止推進計画に基づき、当町が行うべき取り組みを積極的に推進します。

1. 犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
2. 犯罪をした人等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにします。
3. 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて取り組みを推進します。
4. 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
5. 更生の意欲を有する犯罪をした人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取り組みをわかりやすく効果的に広報するなどして、広く町民の関心と理解が得られるものとしていきます。

5. 今後の取り組み

取り組み 1 再犯防止に関する啓発と関係機関との連携強化

- 罪を犯した人等の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止に関する広報・啓発を行います。
- 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人等の更生について、地域で理解を深めることができるよう、道内の各保護司会連合会等の関係機関と連携して「社会を明るくする運動」の行事や周知活動等を実施します。
- 保護司による地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供、町民からの犯罪・非行に関する相談受付などの取り組みを推進します。
- 青少年の健全育成のための啓発活動を行います。

〈主な取り組み内容〉

事業	取り組み
1 啓発活動の推進	再犯防止に関して地域住民が正しい理解を深め、協力をえられるよう、周知・啓発活動を行う。
2 青少年健全育成活動の支援と非行・虐待等の子どもに関する相談窓口の周知	青少年センターや厚真町役場の相談窓口など、子どもの相談窓口、子育て家庭や地域の相談窓口について充実を図る。
3 町や関係機関等の相談事業の周知	苫小牧地区保護司会をはじめ、道の関係機関等の相談窓口について広報し、周知を図る。
4 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開講	少年の規範意識の向上、犯罪被害防止、薬物乱用の根絶に向けた規範意識を醸成することを目的に、小学生、中学生、高校生を対象とした講話等による指導を行う。

取り組み

2 保健福祉サービス等支援施策の活用促進

- 地域での見守り活動を通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。
- 支援が必要な人に適切な支援が届くように、関係課及び関係機関と連携して相談支援・権利擁護支援をはじめ、各種保健・福祉・医療等のサービス利用を促進します。
- 様々な課題に対応した支援を効果的に行うために、福祉、保健・医療、矯正などの多様な分野の強みを活かして連携・協働するとともに、支援協力者の確保を支援します。

〈主な取り組み内容〉

事業	取り組み
1 地域での見守り活動	日頃からの地域安全や地域での孤立予防などの地域の見守り活動を推進する。
2 相談支援と各種保健・福祉・医療サービス等の利用促進	必要なサービスを利用して地域で自立した生活を送れるように、各種保健福祉サービスについて周知を図るとともに、相談支援につながる取り組みを推進する。
3 支援体制の確立	相談から必要な支援につながるように、各種保健福祉サービスの利用促進・調整に努めるとともに、支援のネットワークの確保に取り組む。

取り組み

3 生活基盤の確立支援

- 犯罪をした人等が住居・就労を確保し、その環境を継続できるための支援体制を構築します。

〈主な取り組み内容〉

事業	取り組み
1 住居の確保に向けた支援	生活困窮者住宅確保給付金や公営住宅での受け入れ等、居住支援について検討する。
2 就労に向けた相談支援	就職活動や就労後の職場定着に向けた支援、生活困窮者や障がいのある方に対する相談支援などを行う。

資料編

用語解説

か行

介護保険法

平成9年に制定され、平成12年4月1日より施行された法律です。社会保険方式により、介護が必要になった方に介護サービスに関する給付を行うことで介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した介護保険制度について定めたものです。

介護予防

介護が必要な状態にならないように、また、介護を受けている(要支援・要介護)状態を悪化させることなく、いつまでも元気でいきいきとした生活が送れるようにすることです。

かかりつけ医

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときはいつでも診察してくれる身近な開業医であり、初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的治療について主治医としての役割を果たすものです。保健・医療・福祉の機能連携による在宅ケアサービスにおいて「かかりつけ医」は、必要不可欠な存在になっています。

かかりつけ歯科医

患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・口の疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含め、医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医です。かかりつけ歯科医には専門医療機関との機能分担及び他の診療所や病院との連携も求められています。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。

権利擁護

意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されることです。

高次脳機能障がい

病気や事故などの様々な原因で脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障がいがおきた状態をいいます。

子育て支援センター

主に家庭で育児をしている就学前の乳幼児とその保護者のための子育て支援施設。親子がいつでも気軽に訪れ、ゆったりとした雰囲気の中で過ごせる空間とするため、地域での子育て支援活動を行うスペースや、広い遊び場スペース等を備え、子育て支援に関する様々なイベントや講座を行うとともに、地域で子育て支援を担える人材の育成や親子と子育て関連各機関・団体等地域とのコーディネートを行うことによって、地域の子育て力を向上させ、子育てしやすいまちづくりをめざします。

災害対策基本法の改正

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律を制定しました。

改正の概要の一つとして、住民等の円滑かつ安全な避難の確保として、避難行動要支援者名簿の作成が規定されています。

社会福祉法

昭和26年(1951年)に「社会福祉事業法」として制定され、平成12年(2000年)大幅改正、名称も「社会福祉法」と改められた、社会福祉サービスに関する共通的基本事項(社会福祉の目的、理念、原則、事業の定義等)を定めた法律。平成12年(2000年)の改正で、サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るための条文が盛り込まれ、都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定することが規定されています。

社会保障費

国や地方自治体が、社会保険・公衆衛生などの「社会保障」の分野に支出する費用のことです。

手話通訳者

聴覚、音声・言語機能に障害のある人に手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を行います。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして制定された法律です。(平成25年4月1日施行(一部:平成26年4月1日施行))

障害者手帳

心身に障がいのある人が福祉サービスを受ける際等に必要となる手帳。障がいの内容により身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、また、それぞれに障がいの程度に応じた等級があります。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と、食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みを指します。

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置付けています。

- ①生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

生活習慣病

以前は、加齢に伴う身体の変化という概念で「成人病」という言葉が使われていましたが、それに代わり、予防医学の推進の意味を込めて「生活習慣病」という言葉を厚生省（厚生労働省）が提唱しました。食習慣、喫煙、運動の生活習慣がその発症や進行に大きく関与する病気のことで、主なものはがん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧などです。

生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人です。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産の管理や福祉サービス等の契約などの判断能力が十分でない人を保護し、支援するための制度です。判断能力の状態により「後見」「補佐」「補助」から成る「法定後見制度」のほかに、将来判断能力が不十分になった場合に備えるための「任意後見制度」があります。

た行

地域包括支援センター

平成18年4月の介護保険制度の改正に伴い創設された機関で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点となります。専門職（保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士）が配置され、高齢者への総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、介護支援専門員のネットワークや支援困難事例等への対応など、地域における高齢者への総合的な支援を行います。

特定健康診査

平成20年度から国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者が、生活習慣病予防対策の一環として40歳から74歳の加入者を対象として実施している、メタボリックシンドロームに着目した健康診査のことです。

な行

日常生活自立支援事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度で、「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

は行

発達障がい

幼児期・児童期・青年期に初めて診断され、様々な領域において機能上の制限のある障害の総称で、知的障害、広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがあります。

バリアフリー

高齢者や障がい者の自立と社会参加の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くことです。

PTSD(ピーていーえすでいー)

PTSD(Post Traumatic Stress Disorder :心的外傷後ストレス障害)は、死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態のことです。

ひきこもり・閉じこもり

一日の生活の行動範囲が、家の中や家の周囲などに限られ、非常に狭くなっている状態。特に全国で250万人とも500万人とも言われる高齢者の閉じこもりは、寝たきりや(ひとり暮らし高齢者の)自殺につながりやすいことなどから、社会問題となっている。

また、若年者層のひきこもりについても問題となっています。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域における身近な相談相手として地域住民の福祉向上のために活動しています。

また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する民生委員・児童委員として主任児童委員がいます。

メタボリックシンドローム

「内臓脂肪型肥満」を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態のことです。

や行

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもののことをいいます。「バリアフリー」が元々あったバリア(障壁)を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方のことをいいます。

第2次厚真町地域福祉計画

令和6年 月

発行・編集	厚真町 住民課
住所	〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地
電話	0145-26-7872
FAX	0145-26-7733
URL	https://www.town.atsuma.lg.jp
